

議案第46号

鳥取県魚介類行商条例の一部改正について

次のとおり鳥取県魚介類行商条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県魚介類行商条例の一部を改正する条例

鳥取県魚介類行商条例（昭和40年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="324 363 414 395">附 則</p> <p data-bbox="273 783 853 815"><u>この条例は、昭和40年6月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1205 363 1294 395">附 則</p> <p data-bbox="1137 424 1279 456"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="1128 485 1765 517"><u>1 この条例は、昭和40年6月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="1137 545 1361 577"><u>(この条例の失効)</u></p> <p data-bbox="1128 606 1962 756"><u>2 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p data-bbox="302 927 392 959">附 則</p> <p data-bbox="250 1003 707 1035">この条例は、公布の日から施行する。</p>	